

大田市省エネ家電買換支援事業

第2弾

大田市民限定

省エネ家電への買換えを補助します

大田市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、省エネ効果の高いエアコン、電気冷蔵庫・冷凍庫の買換え費用の一部を助成して、エネルギー価格及び物価高騰の影響を受ける家庭の負担を軽減するとともに、家庭での電気使用量を削減し、本市の二酸化炭素排出量の削減を推進します。

申請受付期間

- ①令和8年2月9日(月)～2月19日(木)
- ②令和8年3月23日(月)～3月31日(火)
- ③令和8年5月7日(木)～5月15日(金)
- ◎各受付期間最終日の17時**必着**(全申請方法共通)

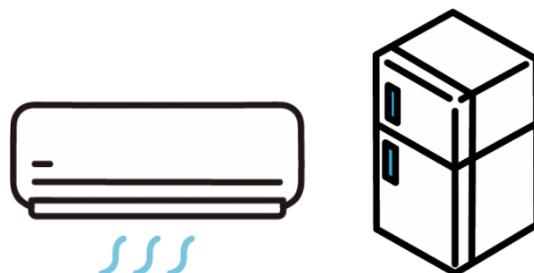
申請について(抽選)

☆製品購入前に申請が必要です

- ・上記の各申請受付期間に申請書類等を提出してください
- ・各申請受付期間の予算上限に達した場合は、**抽選**を実施します。
- ※申請ごとに申請書類の提出が必要です。

対象品目

- ☆大田市内の販売店(事業者)で購入する家電が対象
- ※1世帯につきいずれか1点



エアコン

電気冷蔵庫
電気冷凍庫

※新品(未使用品)であり、リース品やレンタル品は対象外

補助内容

- 補助対象経費 省エネ家電の購入と設置にかかる費用(消費税、リサイクル処理にかかる費用を除く)
- 補助金の額

申請者の区分	補助率	省エネ基準達成率	補助上限額
住民税課税世帯	対象経費の 1/3	100%以上	40,000 円
		100%未満	10,000 円
住民税非課税世帯	対象経費の 1/2	100%以上	60,000 円
		100%未満	15,000 円



省エネ基準達成率は統一省エネラベルやカタログなどで確認できます

補助対象者

- 市内に住所を有し、自らが居住する市内にある住宅の既存家電を、同種省エネ家電に買換え、設置する者
- 本人または本人と同一の世帯に属する者が、令和7年度以降に既に本補助金の交付を受けていないこと
- 市税等に滞納がない者

裏面に続きます⇒

申請から補助金交付までの流れ

★第1弾とは要綱や様式が異なります※旧様式を使用した申請は受付できません

申請受付期間に申請書類等を市役所へ提出

※郵送、電子メール、しまね電子申請サービスでの提出も可能

①

必要書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
※市ホームページからダウンロード可能
- ② 見積明細書
- ③ 買い換える製品の仕様が確認できるカタログ等の写し
- ④ 買い換え前の家電の設置状況が確認できる写真

補助対象経費

- ・本体購入費用
- ・設置工事費用
- ・設置に係る運搬料
(リサイクル処理にかかる運搬料は除く)
※消費税、リサイクル料金は対象外
※クーポン券やポイント等を使用した場合は、値引き後の金額が対象

〈注意事項〉補助対象者となる条件があります。くわしくは市ホームページをご覧ください。

②

受付期間終了後2週間程度で、申請者全員に抽選または審査の結果を送付します。

実績報告書類等を市役所へ提出

※郵送、電子メール、しまね電子申請サービスでの提出も可能

※設置後 30 日以内または令和9年2月26日のいずれか早い日までに提出が必要

③

必要書類

- ① 実績報告書(様式第6号)・請求書(様式第8号)
※市ホームページからダウンロード可能
- ② 市内販売店が発行したレシートまたは領収書の写し
(購入日、購入額(内訳あり)、型番、購入店舗名の記載があるもの)
- ③ 製造者(メーカー)が発行した保証書の写し
(型番、製造番号が記載されていること)
- ④ 買換え前製品の家電リサイクル券排出者控えの写し
- ⑤ 買換え後の省エネ家電の設置状況が確認できる写真
- ⑥ 補助金の振込先口座名義を確認できる通帳などの写し

④

額を確定次第、補助金を交付します

◇問い合わせ先◇

〒694-0064 大田市大田町大田口 1111

大田市役所 環境生活部 環境政策課 省エネ家電補助事業担当

TEL:0854-83-8071

E-mail:o-kankyuu@city.oda.lg.jp

直接提出の場合は、大田市役所 環境政策課(2階)まで (平日の8:30~17:00)